

報告第5号

西海市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日

西海市長 杉澤 泰彦

## 専決処分第3号

西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

## 西海市条例第 号

### 西海市税条例の一部を改正する条例

西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「係わらず、同条第60項」を「かかわらず、同条第62項」に改め、同条第16項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附

則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第20項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の西海市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 新旧対照表

## 西海市税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第56号</p> <p>第1条～第34条の6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益</p>	<p>西海市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第56号</p> <p>第1条～第34条の6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益</p>

新	旧
<p>財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の8～第47条の6 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、</p>	<p>財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の8～第47条の6 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定に係わらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、か</p>

新	旧
<p>かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>つ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>11～14 （略）</p>	<p>11～14 （略）</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 （略）</p>	<p>16 （略）</p>
<p>第49条～第73条 （略）</p>	<p>第49条～第73条 （略）</p>
<p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>の閲覧の手数料は、西海市手数料条例に規定する金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p>	<p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、西海市手数料条例に規定する金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

新	旧
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、証明書1枚ごとに西海市手数料条例に規定する金額とする。</p> <p>第74条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに西海市手数料条例に規定する金額とする。</p> <p>第74条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>



新	旧
5 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	5 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第24項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定す	15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定す

新	旧
<p>る市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22及び23 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする</p>	<p>る市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22及び23 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする</p>

新	旧
<p>とする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規</p>	<p>る者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定</p>

新	旧
<p>定する補助金</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>第11条及び第11条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)</u> を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3</p>	<p>する補助金</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>第11条及び第11条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定</p>

新	旧
<p>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第13条～第25条 (略)</p>	<p>に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第13条～第25条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の西海市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 西海市税条例の一部を改正する条例の概要

## 西海市税条例の一部改正

条例規定	改正概要	施行日
第34条の7 (寄附金税額 控除)	○経過措置の終了に伴う改正 寄附金税額控除の対象となる法人の範囲のうち、旧所得税法施行令に規定する民法法人等について、平成26年度から7年経過したことによる規定の削除。	R4.4.1
第48条 (法人の市民 税の申告納 付)	○法律改正にあわせて改正 規定の改正による項ズレの反映。	
第73条の2 (固定資産課 税台帳の閲覧 の手数料)	○法律改正にあわせて改正 固定資産課税台帳に記載されている事項について、閲覧を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載する措置を講じるもの。	
附則第10条 の2 (法附則第 15条第2項 第1号等の条 例で定める割 合)	○法律改正にあわせて改正 本条の規定は、地方税法の定める範囲内で、地方団体が特例措置の期間や割合を条例で定めることができる仕組のもの。 同条第2項は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を接続して使用する者に対し、下水による障害を除去するために必要な施設の設置に対して課する固定資産税の課税割合の改正。 「4分の3」 → 「5分の4」 上記以外の項については、規定の改正による項ズレの反映。	
附則第10条 の3 (新築住宅等 に対する固定 資産税の減額 の規定の適用 を受けようと する者がすべ き申告)	○法律改正にあわせて改正 省エネ改修工事（家を暖かくしエネルギー効率等を良くするリフォーム）を行った住宅に係る固定資産税額を1年分、1/3（認定長期優良住宅2/3）の減額措置の拡充。 ・対象住宅 「平成20年1月1日以前の住宅」 → 「平成26年4月1日以前の住宅」 ・工事要件 「50万円超」 → 「60万円超」 窓、床、天井、壁の断熱改修工事に係る費用が60万円超。 又は、窓、床、天井、壁の断熱改修工事が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機等の設置工事に係る費用と合わせて60万円超。 ・適用期限を2年延長。	

<p>附則第 12 条  (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>○法律改正にあわせて改正  土地に係る固定資産税の負担調整措置※について、令和 4 年度に限り、商業地の課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5% (現行 5%) とする措置を講じる。  西海市の商業地区は、西海市役所付近及び大島町間瀬商店街。</p> <p>※負担調整措置とは、土地に係る固定資産税の評価額が急激に上昇した場合でも、税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる仕組みのもの。</p>	
---	--	--

# 固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

## 令和4年度改正(商業地等)

